

(メール施行)
兵共募発第194号
令和元年9月25日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本博子

「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」の募集について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり中央共同募金会より通知がありました。

つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

記

〔義援金の受け入れの事務手続き〕

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

①寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

②税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>を e-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、千葉県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：松本裕一・大隅優樹）

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL：078-242-4624 FAX：078-242-4625

電子メール：info@akaihane-hyogo.or.jp



社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2

TEL 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755

WEB <http://www.akaihane.or.jp/>

中央共募総発第187号
令和元年9月17日

各都道府県共同募金会
事務局 長 殿

社会福祉法人中央共同募金会
事務局長 阿部 陽一郎 [公印略]

「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」の募集について

令和元年9月8日に首都圏を直撃した台風15号の影響により、千葉県内において広範囲にわたる停電や断水等の甚大な被害が発生し、県下41市町に災害救助法が適用されました。

千葉県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記事項にご留意のうえ、貴会管下関係各所に対しご周知くださるようお願いいたします。

なお、お寄せいただく義援金については千葉県、千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部等で構成される義援金配分委員会の決定に基づき、被災者への配分される予定です。

1. 千葉県共同募金会による義援金募集

- (1) 義援金の名称
「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」
- (2) 受付期間
令和元年9月17日（火）から同年12月30日（月）まで
- (3) 義援金の受入先
別添募集要綱をご参照ください。

2. 貴会にご協力をいただきたいこと

- (1) 貴会管下共同募金委員会等関係各所への広報、周知
- (2) 貴会の口座等に直接義援金が寄せられた場合の対応
 - ①受け入れた義援金は、適宜千葉県共同募金会の受入口座に送金してください。なお、受入口座は募集要綱に記載の口座と同じです。
 - ②寄付者に対し、原則として貴会名義の領収書を発行してください。なお、寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記入の上、千葉県共同募金会にご送付ください。

担当・お問合せ先：
中央共同募金会 総務部（担当：外山、仲本）
Tel 03-3581-3846 Fax 03-3581-5755
Mail somu@c.akaihane.or.jp

「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人千葉県共同募金会

1 趣旨

令和元年9月8日の台風15号の暴風雨により、県内各地で停電等甚大な被害が生じ、県下41市町村において災害救助法が適用され、被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて千葉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」を募集します。

2 義援金の名称

令和元年 台風第15号千葉県災害義援金

3 受付期間

令和元年 9月17日（火）から令和元年12月30日（月）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	普通 3495585	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会
京葉銀行	本店営業部	普通 3286924	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会
千葉興業銀行	本店営業部	普通 1081550	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会
千葉信用金庫	千葉駅北口 支店	普通 0702826	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会

各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00160-2-293218	^{ちばけんきょうぼれいわがんねんたいふうだい15ごう} 千葉県共募令和元年台風第15号 ^{ちばけんさいがいぎえんきん} 千葉県災害義援金

ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

*振込通知書の空欄に義援金の名称（台風15号）とご記入ください。

*上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング 等を利用する場合の振込手数料は有料です。

*救援物資の取扱は行いません。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和元年9月17日から施行します。

【お問合せ先】

社会福祉法人千葉県共同募金会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター2階
TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338
E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp